

受付番号	項目番号	連絡先	職員健康課健康係 担当者名 秋本 美香 電話 671-2154
------	------	-----	------------------------------------

設 計 書

- 1 委 託 名 非常勤職員雇入時健康診断業務委託
- 2 履 行 場 所 健診機関診療所
- 3 履 行 期 間 期間 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
又 は 期 限 期限 令和 年 月 日 まで
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 か し 担 保 設計関係図書又は仕様書記載のとおり 不要
- 6 その他特約事項 なし
- 7 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 8 委 託 概 要 労働安全衛生法、労働安全衛生法に基づく各種規則及び本市職員衛生管理規則に基づく健康診断を行う。

9 部 分 払

■ する (3回)

□ しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量 (概 算 数 量)	単 位	単 価	金 額
健康診断	10月	別紙参照			
健康診断	1月	同上			
健康診断	3月	同上			

委 託 代 金 額	()
内 訳 業 務 価 格	()
消費税及び地方消費税相当額	()

横浜市総務局

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単価 (円)	金 額 (円)	適 要
1 雇入時健康診断						
(1) 一次検査		(1,488)	人			
(2) 二次検査(尿沈渣)		(18)	人			
小 計						
2 エックス線検査データの写し作成						
(1) 胸部エックス線		(6)	人			
小 計						
合 計						
消 費 税						
総 計						

横浜市総務局

非常勤職員雇入時健康診断業務委託仕様書

※健康診断については、以下「健診」という。

1 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 健診対象者

横浜市に新規で採用される非常勤職員

※横浜市が対象者リストを提供する。

3 健診実施期間

令和7年4月～令和8年3月

4 健診会場

横浜市内の受託者の健診施設

5 健診日程及び受診者数

(1) 令和7年4月～12月

毎週1回以上、各回15～50人程度

(ただし、4月第5週から5月第1週については、横浜市と調整のうえ決定する。)

(2) 令和8年1月～3月

毎週3回以上、各週50～150人程度

(ただし、3月は全日30人から70人程度の本件業務にかかる受診者を受け入れること。)

実際の受診者数が、当初の予定受診者数を超える場合には、横浜市と再調整することとする。

6 検査項目

一次 検査	1 診察 2 身体計測 (1) 身長、体重、BMI (2) 腹囲測定 (3) 視力検査 (4) 聴力検査 (オーディオメーター1000Hz、4000Hz) 3 胸部エックス線検査 4 血圧測定 5 血液検査 (1) 血色素量 (2) 赤血球数 (3) 白血球数 (4) ヘマトクリット値	6 肝機能検査 (1) A S T (2) A L T (3) γ -G T 7 血中脂質検査 (1) L D L コレステロール (2) H D L コレステロール (3) トリグリセライド 8 糖代謝検査 H b A 1 c 9 尿検査 (1) 尿糖 (2) 尿蛋白 10 心電図検査
二次 検査	1 尿沈渣 (蛋白が+以上の者に一次検査の検体を使用して実施)	

7 委託業務の範囲と内容

(1) 受診票及び健診に必要な器材の準備・配付

受診票及び健診器材について横浜市と協議のうえ準備し、指定する場所へ納品すること。

器材及び受診票は横浜市が事前に対象者に配付し、対象者が基本情報（所属、所属コード、氏名、生年月日、性別等）を受診票に記入する。

(2) 健診の受付

ア 各所属からの本健診に関する申込受付

イ 各日程の当初受診予定者数を受けた場合の調整（他の日程の案内等）

(3) 健診の実施（会場設営、受付、受診票の記載内容確認、後片付けを含む。）

ア 診察、問診時、エックス線撮影時等のプライバシー確保に十分留意して行うこと。

イ 医療事故等のないよう職員の安全に十分留意すること。

ウ 各検査について、別紙1「検査方法に関する留意点」の記載事項に留意して行うこと。

エ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うこと。

オ 検査結果の誤記入や各検査の未実施、過実施等が発生しないよう健診システムを採用するなど、円滑に健診業務を行えるよう配慮すること。

カ その他健診の実施に必要な事項については、横浜市と協議し、その指示に従うこと。

(4) 健診にかかるデータ管理

(5) 健診結果の判定

別紙2「横浜市健康診断判定基準値表」、別紙3「緊急連絡基準値表」、別紙4「横浜市健康診断心電図緊急連絡所見表」に基づき判定を行うこと。

(6) 健診結果の報告

ア 緊急連絡

健診を実施した結果、別紙3「緊急連絡基準値表」の緊急連絡基準値に該当した者がいた場合には、同表に記載する期間内に横浜市に連絡すること。

イ 健診結果の納品

受診日の翌日から起算して7営業日以内に健診結果を納品すること（詳細は「8 成果品の提出」のとおり）。納品方法は「直接納品」または郵送等「受領確認の伴う配送」のいずれかによること。また、各指定場所への納品後、履行が確認できる書類を総務局職員健康課へ提出すること。

(7) 健診結果、エックス線検査データ、心電図記録及び眼底検査画像の保存・管理

8 成果品の提出

成果品	内容	提出時期、部数
①本人あて結果通知書及び健診結果の見方	健診結果、健診項目ごとの判定区分、健診結果の見方等が記載されているものを受診者ごとに親展の封筒に入れたもの。	受診日の翌日から起算して7営業日以内 1人につき1部（☆）
②個人結果票（横浜市あて）	本人あて結果通知書と同じ内容が記載されているもので、1人につきA4サイズ片面1枚とする。	受診日の翌日から起算して7営業日以内 ・職員健康課用1部 ・区局用1部（☆）

③健診結果電子データ	職員の健診結果について、職員健康課指定のファイルレイアウトで作成の上、すべてデータでの納品。	健診実施月データについて、翌月12営業日以内 3月分は3月31日まで
④月別健康診断実施数報告書	月ごとの受診者数を記載したものをデータ及び紙(A4サイズ)で納品すること。	

①、②区局用(☆)は区局ごとにまとめて封筒に入れて(☆)納品すること。

9 委託完了届出書の提出

健診業務が全て完了し、かつ全ての提出物を提出したとき、「委託完了届出書」を横浜市に提出すること。

10 法令順守

受託者は、本件業務を履行するに当たって関係法令に従って行わなければならない。

11 個人情報の保護

- (1) この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) この契約による事務を遂行するに当たっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12 資料等の提供及び返還

- (1) 受託者は、本件業務を行うために必要な情報が記録された資料等(電磁的記録を含む。以下「貸与資料等」という。)の提供を横浜市に要求できる。
- (2) (1)により貸与資料等の提供を受けたときは、横浜市に対し、提供を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出すること。
- (3) 受託者が本件業務を行わなくなった場合は、横浜市から提供を受けた貸与資料等を速やかに横浜市に返還しなければならない。ただし、横浜市が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (4) (3)により貸与資料等の返還を受けたとき、横浜市は受託者に対し、返還を受けた資料等が特定できる内容、数量等を記載した受領書を交付する。
- (5) (1)～(4)は、受託者が本件業務を行う上で不要となった資料等について準用する。

13 健診結果等の保存、廃棄

受託者は、健診結果の記録、エックス線検査データ、心電図記録及び眼底検査画像等を診療情報として法定年限保存し、横浜市の要請により、契約終了後であっても、いつでも貸出等を行えるようにしなければならない。なお、法定年限を経過したものについては、廃棄するものとし、切断、塗りつぶし等判読及び復元を不可能にする措置を講じなければならない。

14 受診者の安全確保上の問題への対応

- (1) 受託者は、次に掲げる事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を口頭で横浜市に報告し、遅滞なく当該事案の詳細を書面により報告すること。

- ア 本件業務の実施に関わる事故
- イ 受診者の個人情報の漏えい、滅失又は棄損
- ウ 本件業務に係るデータの管理システムに関する障害
- エ その他本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案

(2) 受託者は、前項イその他の個人情報の安全確保に係わる場合には、直ちに当該事案の内容、経緯、被害状況等を横浜市に報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する横浜市の指示に従うこと。

(3) 受託者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係わる本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む）等の措置を横浜市と協力して講じること。

15 電算システムの開発及び改修

受託者は、健診の結果を横浜市の指定するデータ及び媒体で提出するために、システムのプログラム開発及び改修が必要であるときは、契約締結後早急に開発（又は改修）計画を横浜市に提供するとともに、受託者の費用で開発及び改修を行わなければならない。

16 疑義

受託者は、本件業務の実施にあたり本仕様書又はその他の事項に疑義が生じたときは、横浜市と協議し、その指示に従わなければならない。

検査方法に関する留意点

各検査項目の標準の検査機器、測定法、測定単位は次のとおりとする。

1 医師の診察

実施方法	医師の診察は、問診、視診、聴打診と、必要に応じて触診を行うものとする。
その他	診察の際には、他の受診者に診察の内容が聞こえないよう、留意すること。

2 身体計測①（身長、体重、BMI）

検査機器	①身長・体重計は、デジタルのものを用いること。 ②体重計は、計量検定に合格したものとする。
測定方法	体重測定の際には衣服の重さを考慮して、6月から9月までは、0.5 Kg を、10月から5月までは、1.0 Kg を測定値から差し引くものとする。
測定単位	①身長はc m、体重はk gとする。 ②小数点以下は第1位まで求めるものとする。
その他	①身長・体重測定の際には、他の受診者に計測結果が見えないよう、かつ聞こえないよう計器の設置場所等に留意すること。 ②肥満の状態を表す指標として、Body Mass Index（BMI）を用いること。

身体計測②（腹囲測定）

検査機器	巻尺は、合成樹脂JIS規格のもので、伸縮による目盛りの狂いの少ないものを使用すること。
測定方法	①立位・軽呼気時・臍レベルで測定する。 ②下着などは着用せず直接腹部を計測する。 ③脂肪蓄積が著明で臍が下方に偏位している場合は肋骨下縁と上前腸骨棘の midpoint の高さで測定する。 ④測定は受診者の負担とならないよう必要最低回数とする。
測定単位	①単位はc mとする。 ②小数点以下は第1位まで求めるものとする。
その他	計測の際は、充分プライバシーに配慮した測定環境となるようにし、巻尺の衛生管理にも配慮を行うものとする。

身体計測③（視力検査）

検査機器	検査は、視機能検査機（スクリーノスコープ等）を用いて行うものとする。
検査方法	①視力は、遠方視力を左右片眼について、裸眼又は矯正により検査するものとする。 ②裸眼視力が0.9 以下の場合には、矯正視力も測定すること。 コンタクトレンズ使用の場合は矯正視力のみとする。（コンタクトレンズ使用の有無を確認し、利用している場合、裸眼は聞き取りとする。）

測定単位	①小数点以下は第1位まで求めるものとする。 ②測定は、0.1までとし、0.1以下の場合は、0.1以下として記録するものとする。
その他	検査機の使用に当たっては、検査の都度、アルコール綿で接触部分を掃除(クリーニング)すること。

身体計測④(聴力検査)

検査内容	①定期健康診断A区分 会話域での検査 ②雇入時健康診断及び定期健康診断B・C区分 オーディオメーターによる検査
検査機器	日本工業規格の選別用オーディオメーターを用いて、1,000 Hz と 4,000 Hz の気導聴力について行うものとする。
検査方法及び測定方法	①雇入時健康診断 オーディオメーターの検査は、外部の音が聞こえない静かな部屋で、1,000 Hz と 4,000 Hz の両者ともに、30 デシベルで可聴の有無を調べるものとする。 ②定期健康診断 オーディオメーターの検査は、外部の音が聞こえない静かな部屋で、1,000 Hz は 30 デシベル、4,000 Hz は 40 デシベルで可聴の有無を調べるものとする。

3 胸部エックス線検査

撮影区分	直接撮影又はデジタル撮影とする。
検査器具	増感紙は、高鮮鋭度用のものとする。
フィルム番号	フィルム番号は、健診機関で指定する番号とする。
検査方法	①エックス線写真のコントラスト、黒化度、鮮鋭度等については診断に適した、一定基準以上のものとなるようにすること。 ②エックス線写真には、氏名、撮影月日、フィルム番号を入れるようにすること。
撮影条件	①撮影は、原則、上半身脱衣か、白等の無地のシャツを1枚着用した状態で行うものとする。受診者から求めがあった場合に着用させるため、紙製のガウン(洗濯済みの清潔なガウンでも可)を用意しておくこと。 ②撮影姿勢は、原則、立位によるものとする。立位による撮影が困難な場合は横浜市と協議のうえ、必要な対策を講じるものとする。 ③撮影距離は180~200 cmとする。
読影方法	①読影は、必ず二人の読影医が行うものとする。 ②読影に当たって、医師の判断により異常所見を認めた場合及び前年度有所見者については、前年度のエックス線写真と比較読影を行ったうえで、最終的診断を行うものとする。(前年度のエックス線写真がない場合を除く)
その他	レントゲン車において検査を実施する場合には、車外に誘導員を置くなどして、男女の入れ替え等におけるプライバシーの確保に留意し、検査を円滑に進行できるようにすること。

4 血圧測定

測定機器	自動血圧計または手動血圧計により行うものとする。
測定方法	①測定体位は、座位とする。 ②測定部位は、原則として右上腕（裸腕）とする。 ③上腕を衣類等で圧迫しないよう注意すること。 ④1回目の測定結果で、収縮期血圧 140 mmHg 以上又は、拡張期血圧が 90 mmHg 以上であった場合、必要な安静をとった上で2回目の測定を行うこと。 ⑤測定を2回行った場合は、基準値に近い値を採用し判定すること。

5 血液一般検査

測定方法	①採血量は、各検査の最小必要量とする。 ②止血を確実にすること。 ③採血に際し、受診者に体調不良が起こった場合の対応として休養スペースを確保すること。採血事故があった場合には、速やかに対応措置を講じ、委託者に報告を行うこと。
測定法	①原則、自動血球計数器法（電気抵抗法）で行うものとする。 ②血色素量は、非シアン界面活性剤法（HC—S法）でも可とする。
測定単位	①赤血球数の単位は、 $10^4/\mu l$ とする。 ②白血球数の単位は、 $1/\mu l$ とする。 ③ヘマトクリット値は、%とし、小数点第1位まで求める。 ④血色素量は、 g/dl とし、小数点第1位まで求める。

6 血液生化学検査①（肝機能検査、血中脂質検査）

測定法	①肝機能検査（AST、ALT、 γ -GT）は、日本臨床化学会勧告（JSCC標準化対応）法で行うものとする。 ②血中脂質検査 トリグリセライドの検査は、酵素法で行うものとする。ただし、遊離グリセロールを除外すること。（グリセロール消去酵素法） HDLコレステロールは、直接—酵素法で行うものとする。 LDLコレステロールは、酵素的測定法で行うものとする。
測定単位	①AST、ALT、 γ -GTの単位はU/lとする。 ②トリグリセライド、HDLコレステロール、LDLコレステロールの単位は、 mg/dl とする。
その他	トリグリセライドの検査は、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、随時中性脂肪により検査を行うものとし、食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載することとする。

血液生化学検査②（グリコヘモグロビン）

測定法	グリコヘモグロビン（HbA1c）は、酵素法で行うものとする。
測定単位	グリコヘモグロビン（HbA1c）単位は、%とする。

7 尿検査

検査内容	糖、蛋白の定性検査及び尿沈渣を行うものとする。
採取検体	随時尿で行う。
検査法 及び測定方法	①尿糖定性検査は、試験紙法で行うものとする。(試験紙は1+で100mg/dlが測定可能なものを用いること) ②尿蛋白定性検査は、試験紙法で行い、陽性が出た場合には、スルホサリチ酸法を併用で行うものとする。(試験紙は1+で20 mg/dlが測定可能なものを用いること) ③尿沈渣は一次検査の検体を使用して実施する。
その他	①判定は各試験紙所定の判定時間を守って行うこと。 ②採尿器は清浄なものを用いること。 ③標準比色表は正しい色調のものを用いること。 ④採尿の際は、最初の尿を捨て中間尿を採取するよう受診者に指導すること。

8 心電図検査

検査機器	検査は、J I S (日本工業規格) に合格した心電計 (最低限、3チャンネルと、3チャンネル+リズムの測定が行え、自動解析機能付きのものとする。) を用いて行うものとする。
検査方法	①検査は安静時12誘導法で行うものとする。 ②診断については、専門医が行うものとする。 ③検査の手技については、日本循環器病予防学会による「心電図検査の手技」に従い、記録が正確に行われるよう、及び、交流障害、筋電図の混入、導子・極板の接触不良、基線の動揺等が起こらぬようにすること。また、検査者は、心電図検査に熟練した者とする事。 ④記録は、全ての誘導について、5秒以上行うものとする。ただし、期外収縮等、異常調律が認められる場合には、必要に応じて、該当する誘導について、1分間程度の記録の延長を行うものとする。 ⑤心電図記録台紙は、健診機関独自の様式を用いるものとする。ただし、氏名、検査年月日、受付番号が記載できる欄が設けてあるものであること。 ⑥所見は、日本語で表記すること。 ⑦E判定の判断については、別紙「横浜市健康診断心電図 緊急連絡所見表 (令和7年度)」を考慮すること。
測定条件	交流障害の原因となるものは外させること。
その他	①待合スペースと検査スペースの間には衝立を設けるなどして、プライバシーの確保に留意すること。 ②2台のベッドを用いて検査を実施する場合には、両ベッド間に衝立を置くだなどして、検査中の受診者が互いに見えないようにすること。

横浜市健康診断判定基準値表（令和7年度）

項目	判定		A（異常なし）	B（要注意）	C（要受診）	D（要治療）		E（緊急連絡）	
						D-1	D-2		
BMI	BMI		18.5 ～ 24.9	25.0以上	—	—		13.9以下 または 体重30kg未満	
				18.4 ～ 15.0	14.9 ～ 14.0 または 体重35kg未満～ 30kg	—			
腹囲	腹 囲	男	85cm未満	85cm以上	—	—		—	
		女	90cm未満	90cm以上					
血圧	血 圧	MAX	129以下	130 ～ 139	140 ～ 159	160 ～ 179		180以上	
		MIN	84以下	85 ～ 89	90 ～ 99	100 ～ 109		110以上	
心電図	心 電 図		所見認めず	所見あるが受診不要	※ 所見有り	—		※ 所見有り	
			※ 判定は健診機関の医師の判断による						
脂質	HDLコレステロール		40以上	39以下	—	—		—	
	LDLコレステロール		60 ～ 119	120 ～ 139	140 ～ 179 59以下	180以上		—	
	中性脂肪 (トリグリセライド)	空腹時	149以下	150 ～ 299	300 ～ 499	500～999	1000以上	—	
		随時	174以下	175 ～ 299					
肝機能	AST (GOT)		30以下	31 ～ 35	36 ～ 50	51 ～ 100	101 ～ 299	300以上	
	ALT (GPT)		30以下	31 ～ 40	41 ～ 50	51 ～ 100	101 ～ 299	300以上	
	γ-GT (γ-GTP)		50以下	51 ～ 80	81 ～ 100	101 ～ 200	201 ～	—	
尿酸	尿 酸		2.0 ～ 7.0	7.1 ～ 8.9 1.9以下	9.0以上	—		—	
血液	血色素量	男	13.1 ～ 16.3	16.4 ～ 18.0	12.1 ～ 13.0	—	18.1～	—	
		女	12.1 ～ 14.5	14.6 ～ 16.0	11.1 ～ 12.0	10.1～12.0	7.1～10.0	7.0以下	
	赤血球数	男	400 ～ 539	540以上 399以下	—	—	—	—	
		女	360 ～ 489	490以上 359以下	—	—	—	—	
	白血球数		4,000 ～ 8,999	9,000 ～ 10,000 3,999 ～ 3,001	10,001 ～ 19,999 3,000 ～ 2,001	—		20,000以上 2,000以下	
	ヘマトクリット	男	38.0 ～ 49.9	50.0以上 37.9以下	—	—		—	
女		34.0 ～ 44.9	45.0以上 33.9以下	—	—		—		
腎機能	クレアチニン		1.00以下	1.01 ～ 1.09	1.10 ～ 1.29	1.30以上		—	
	eGFR		60以上	—	45.0 ～ 59.9	44.9以下		—	
	尿 蛋 白		陰 性	※ 陰性以外の場合、二次検査の結果により判定する			※ 2+以上		—
	尿 潜 血		陰 性	※ 陰性以外の場合、二次検査の結果により判定する			※ 2+以上		—
	尿 沈 渣		健診機関の医師の判断による						—
糖代謝	尿 糖		陰 性	※結果が陰性以外の場合は、血液検査の結果により判定する。					
	HbA1c (NGSP)		5.5以下	5.6 ～ 6.4	6.5 ～ 6.9	7.0 ～ 11.9		12.0以上	
便潜血	便 潜 血		陰 性	—	陽 性	—		—	
胸部	胸 部 エ ッ ク ス 線		所見認めず	所見あるが受診不要	※ 所見有り	—		※ 所見有り	
			※ 判定は専門医の判断による						
胃部	胃 部 エ ッ ク ス 線		所見認めず	所見あるが受診不要	※ 所見有り	—		※ 所見有り	
			※ 判定は専門医の判断による						
眼底	眼 底 検 査		所見認めず	所見あるが受診不要	※ 所見有り	—		※ 所見有り	
			※ 判定は健診機関の医師の判断による						

※E判定において胃部エックス線については
本人に通知はするが、受診結果報告書は求めないこととする。

緊急連絡基準値表（令和 7 年度）

検査項目	緊急連絡基準値（E判定）	緊急連絡の処理日数等
BMI	13.9 以下 又は、 体重 30kg 未満	健診日から 5 営業日以内
血圧	収縮期 180mmHg 以上 又は、 拡張期 110mmHg 以上が 2 回以上続くとき	即日 診察時に医師が受診勧奨 * 緊急連絡票は全データがそ ろい次第持参（健診日から 5 営 業日以内）
心電図検査	専門医の判断による 判断については、別紙 4 「横浜市健康診断心電図緊急 連絡所見表」を参照すること	健診日から 5 営業日以内 * 心電図検査の写しを提供す る
胸部エックス線検査	結核、がん、気胸の疑い、その他医師 の判断による	健診日から 5 営業日以内 * スケッチ及びエックス線検 査データの写しを提供する
糖代謝検査	HbA1c 12.0%以上	健診結果が出来次第 (健診日から 5 営業日以内)
AST	300 U/L 以上	
ALT	300 U/L 以上	
血色素量	(男) 7.0 g/dL 以下 (女) 6.0 g/dL 以下	
白血球数	2,000/ μ L 以下 又は、 20,000/ μ L 以上	
その他医師が必要と判断した場合		

※緊急連絡票は、個人情報保護のため封筒に入れて提出すること

横浜市健康診断心電図緊急連絡所見表（令和7年度）**<専門医による判定の際、緊急連絡の有無について考慮する所見>****【高度の不整脈】****A：徐脈性不整脈****1 洞不全症候群で次の条件をみたすもの**

- a) 高度な洞性徐脈（35以下）
- b) 最大R-R間隔が3秒を超える場合
- c) 頻脈発作を合併した場合
- d) 失神やめまいなどの症状を伴う場合

2 房室ブロックで次の条件をみたすもの

- a) 完全房室ブロック
- b) Mobitz II型2度房室ブロック
- c) Wenckebach型2度房室ブロックでも3秒以上の心停止を認める場合

B：頻脈性不整脈（上室性）**1 心房細動で次の条件をみたすもの**

- a) WPW症候群に伴う心房細動
- b) 150以上の心拍のもの
- c) ジギタリス中毒を疑うもの（ST盆状低下、QT間隔短縮）
- d) 停止時に3秒以上の心停止を認めるもの

2 心房粗動**3 発作性上室性頻拍で次の条件をみたすもの**

- a) 血圧が低下し、失神やめまいなどの症状がある場合
- b) 持続の長いもの
- c) 150以上の心拍数が特に多いもの
- d) 狭心症など器質的心疾患を合併している場合

C：頻脈性不整脈（心室性）**1 心室性期外収縮で次の条件をみたすもの**

- a) 失神やめまいなどの症状を伴う場合
- b) 多発し、多源性であるもの
- c) 連発性の心室性期外収縮
- d) R on T型
- e) 運動により増悪するもの

2 非持続型心室頻拍**3 持続型心室性頻拍****4 心室細動・粗動****5 QT延長症候群****【虚血性所見】**

- ・虚血性心疾患を疑う波形の場合、前回所見・心電図を確認し、変化があれば緊急連絡。
- ・初回検査の場合、問診票の既往歴を確認し、既往がなければ緊急連絡。

ST上昇、ST低下、deep Q、QSパターン

※ いずれの場合も、問診票の内容等を踏まえて専門医が判断すること

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

(第1号様式)

安全管理措置報告書

調査項目	内 容
1 業者名	<input type="checkbox"/> 横浜市競争入札有資格者 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 横浜市出資法人(条例第 条)
2 業務の作業担当部署名	
3 業務の現場責任者役職名	
4 業務の個人情報取扱者の人数	
5 個人情報保護関連資格等	<input type="checkbox"/> Pマーク <input type="checkbox"/> ISMS <input type="checkbox"/> その他の資格() <input type="checkbox"/> 個人情報関係の損害保険に加入
6 個人情報保護に関する社内規程等	<input type="checkbox"/> 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 <input type="checkbox"/> 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 <input type="checkbox"/> その他の規程() <input type="checkbox"/> 規程なし
7 個人情報保護に関する研修・教育	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修・教育を実施(年_回/従業員1人につき) <input type="checkbox"/> その他()
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等	
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容	
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名 称
	内 容
(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制

※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。

<p>(1) 作業施設の入退室管理</p>	<p>作業期間中の入室可能人数 <input type="checkbox"/>上記4の作業者のみ <input type="checkbox"/>作業員以外への入室可 (<input type="checkbox"/>上記外__名 <input type="checkbox"/>その他)</p> <p>入退室者名及び時刻の記録 <input type="checkbox"/>なし (施設のみ、身分証提示のみ等) <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>用紙記入 <input type="checkbox"/>ICカード等によりID等をシステムに記録 <input type="checkbox"/>カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>その他 ()</p>				
<p>(2) 個人情報の保管場所</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 728 683 824"> <p>紙媒体</p> </td> <td data-bbox="683 728 1444 824"> <p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 824 683 920"> <p>電磁媒体</p> </td> <td data-bbox="683 824 1444 920"> <p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> </td> </tr> </table>	<p>紙媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>	<p>電磁媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>
<p>紙媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>				
<p>電磁媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>				
<p>(3) 作業施設の防災体制</p>	<p><input type="checkbox"/>常時監視 <input type="checkbox"/>巡回監視 <input type="checkbox"/>耐火構造 <input type="checkbox"/>免震・制震構造 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>				
<p>(4) 個人情報の運搬方法</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1010 683 1220"> <p>紙媒体</p> </td> <td data-bbox="683 1010 1444 1220"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1220 683 1429"> <p>電磁媒体</p> </td> <td data-bbox="683 1220 1444 1429"> </td> </tr> </table>	<p>紙媒体</p>		<p>電磁媒体</p>	
<p>紙媒体</p>					
<p>電磁媒体</p>					
<p>(5) 個人情報の廃棄方法</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1429 683 1628"> <p>紙媒体</p> </td> <td data-bbox="683 1429 1444 1628"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1628 683 1834"> <p>電磁媒体</p> </td> <td data-bbox="683 1628 1444 1834"> </td> </tr> </table>	<p>紙媒体</p>		<p>電磁媒体</p>	
<p>紙媒体</p>					
<p>電磁媒体</p>					
<p>(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策 (行う場合のみ記入)</p>					

11 電算処理における個人情報保護対策 ※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。 ※実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。	
(1) 作業を行う機器	<input type="checkbox"/> 限定している（ノート型__台、デスクトップ型__台） <input type="checkbox"/> 限定していない
(2) 外部との接続	<input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法： <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他（ ） 通信の暗号化： <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
(3) アクセス制限	<input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（ ） パスワードの付け方（ ） <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： ） <input type="checkbox"/> なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： ） <input type="checkbox"/> なし
(6) ソフトウェアの更新	<input type="checkbox"/> 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている <input type="checkbox"/> 上記以外（ ）
(7) アクセスログ	<input type="checkbox"/> アクセスログをとっている（ 年保存） <input type="checkbox"/> アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	<input type="checkbox"/> 無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 電源の二重化 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無 ※ 実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上での個人情報の取扱いはない <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取り扱っている <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年 月 日

(提出先)

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全枚)のとおり報告いたします。

個人情報保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製販その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用

(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。))を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ

め委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。

2 前項の場合において、委託者が当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を指示した場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和5年4月1日)